

神奈川県漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、横浜市金沢区白帆地先の金沢地区浅場のアマモ場を保護し、水産動植物の繁殖を図るため、同区白帆地先の金沢地区浅場における水産動植物の採捕禁止について、次のとおり指示する。ただし、国、神奈川県及び横浜市が試験研究のために採捕する場合並びに神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 7 年 3 月 28 日

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 採捕を禁止する区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアの 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

ア 緯度 35 度 22.985 分、経度 139 度 39.095 分

イ 緯度 35 度 23.068 分、経度 139 度 39.198 分

ウ 緯度 35 度 23.095 分、経度 139 度 39.165 分

エ 緯度 35 度 23.012 分、経度 139 度 39.062 分

2 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 28 日から令和 8 年 4 月 27 日まで

水産動植物の採捕禁止区域

